



発行 新潟県

号外 1

令和4年3月24日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

## 目 次

## 告 示

- 315 道路の区域変更 (道路管理課)
- 316 道路の供用開始 (道路管理課)
- 317 道路の区域変更 (道路管理課)
- 318 道路の供用開始 (道路管理課)

## 告 示

## ◎新潟県告示第315号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年3月24日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 404号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
長岡市柏町二丁目7番2から 同市新産四丁目1番2まで	新	(A)6.5~57.6メートル	8,423.7メートル
長岡市要町一丁目1116番から 同市新産四丁目1番2まで		(B)13.3~130.0メートル	4,872.9メートル
長岡市柏町二丁目7番2から 同市新産四丁目1番2まで	旧	(A)6.5~57.6メートル	8,423.7メートル
長岡市要町一丁目1116番から 同市新産四丁目1番2まで		(B)13.3~130.0メートル	4,872.9メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

## 2 路線の重用

一部区間一般国道351号、一般国道352号、一般国道403号、県道宮本大島線、県道大荒戸越路線及び県道長岡西山線と重用

## 3 路線の重複

一部長岡市道東幹線7号線と重複

## ◎新潟県告示第316号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年3月24日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 404号
- 2 供用開始の区間  
長岡市要町一丁目1116番から同市西宮内一丁目49番まで
- 3 供用開始の期日 令和4年3月24日

◎新潟県告示第317号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年3月24日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 滝谷三和線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
長岡市宮内町字山伏3349番3から 同市宮内町字山伏3370番1まで	新	(A) 20.8～23.1メートル	117.8メートル
長岡市宮内町字山伏3349番3から 同市旭岡一丁目21番まで		(B) 20.8～49.0メートル	1,106.1メートル
長岡市宮内町字山伏3349番3から 同市宮内町字山伏3370番1まで	旧	(A) 18.5～23.1メートル	117.8メートル
長岡市宮内町字山伏3349番3から 同市上条町字八ツ口493番1まで		(B) 18.5～49.4メートル	613.3メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 路線の重複  
一部区間長岡市道東幹線7号線と重複

◎新潟県告示第318号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年3月24日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 滝谷三和線
- 2 供用開始の区間  
長岡市宮内町字山伏3349番3から同市旭岡一丁目21番まで
- 3 供用開始の期日 令和4年3月24日